事業事前評価表(開発計画調査型技術協力)

国際協力機構　経済基盤開発部
平和構築・都市・地域開発第一課

１．案件名

国名　　：ハイチ
案件名（和名）：ハイチ復興支援緊急プロジェクト
　　（英名）：The Urgent Rehabilitation and Reconstruction Support Project for Haiti

２．協力概要

（１）事業の目的

・緊急リハビリ事業による、基礎インフラの復旧。
・社会経済インフラの迅速な復旧を支援するリハビリ事業のニーズの整理
・首都機能分散・一極集中緩和を目指した国土開発基本計画のビジョン策定支援
・国土開発基本計画のビジョンに基づくモデル地域における震災復興計画の策定

（２）調査期間　　2010年 6月　～　2011年11月　(計18ヶ月)

（３）総調査費用　　2.5(億円)

（４）協力相手先機関

対外協力計画省、公共事業省

（５）計画の対象（対象分野、対象規模等）

ポルトープランス、ジャクメル、レオガン、他

３．協力の必要性・位置づけ

（１）現状及び問題点

2010年1月12日に発生したハイチの大地震では、全人口の約38%にあたる370万人が被災し、死者約22.2万人、負傷者数約31万人、行方不明者数約5.9万人に及んでいる（2010年2月末時点）。地震発生後から現在も約224万人が避難生活を送っており、うち100万人以上が路上生活を余儀なくされている。

かかる事態を受けて、ハイチ政府と国際社会は、ハイチ復興暫定委員会（IHRC）を設置して、応急対策・復旧事業に奔走しているが、同委員会の発表によれば、地震被害の損失額は約78億米ドルに達し、2004年以降の自然災害被害額の約6倍、2009年比でGDPの120%に相当するとの報告がなされている。もともと脆弱国家であったハイチ経済へのインパクトという面においては過去最悪の影響となった。

IHRCは、地震災害からの早期復興に向けた支援のフレームワークを検討するため、Post Disaster Needs Assessment(PDNA)を国際機関やドナーと合同で実施し、日本政府も参画した。

日本政府は、地震発生直後より緊急援助隊医療チームの派遣や緊急物資供与を行い、また自衛隊部隊をポルトープランスに派遣し、市内の瓦礫除去等の災害復旧支援を実施している。また、2010年3月には復旧・復興プロセスを切れ目なく支援するため約1億米ドル（約93億円）相当の復興支援

３．協力の必要性・位置づけ（続き）
を表明した。
JICAは2010年3月1日から3月26日にかけて調査団をハイチに派遣し、復旧・復興支援にかかるニーズ調査や緊急的に対応すべき具体的な案件の発掘を実施するとともに、前述のPDNAにも参画し、情報収集を行った。
未曾有の被害を受けたハイチの緊急復旧・復興プロセスにおいて、復興を進めるための基本計画の策定と人々の生活再建を促すための迅速な取り組みが課題となっており、日本の自然災害からの復興経験と教訓を適用したより災害に強い街づくりの経験の適用や、生活再建に必要な社会基盤インフラ整備への協力が求められている。

（２）相手国政府国家政策上の位置づけ
ハイチ政府は、国際社会と共に、「ハイチ復興開発行動計画(Action Plan for National Recovery and Development of Haiti)」を策定し、早期復興に向けた取り組みを推進している。PDNAにより整理された膨大な復興開発ニーズに対応するためには、ハイチ政府のガバナンス向上と財政メカニズム創設等が重要となっている。本件は、ハイチ復興開発行動計画に位置付けられた復興計画の策定と地域インフラの再建を支援するものである。

（３）他国機関の関連事業との整合性
・国際社会は、震災復興初期(18ヵ月)の必要資金として、約54億米ドルの協力を表明した。
・IHRCは、地震災害からの早期復興に向けた支援のフレームワークを検討するため、Post Disaster Needs Assessment(PDNA)を国際機関やドナーと合同で実施し、日本政府/JICAも参画した。本件は同PDNAで確認された復興ニーズにも沿って行われるものであり、整合性がある。
・ハイチ支援にかかる国際社会とのデマケについては、IHRCの理事ボード会議を調整枠組みとしており、また現場レベルではクラスターごとの支援者会合が実施され、協力対象地域や内容の重複が無いよう調整が行われている。

（４）我が国援助政策との関連、JICA国別事業実施計画上の位置づけ
本プロジェクトは、日本政府が表明した約1億米ドルの支援表明に沿って、復旧・復興プロセスを切れ目なく支援するために策定した「ハイチ国復興支援緊急プログラム」に基づき、ハイチ政府が目指す地方開発（首都一極集中の解消）を促進しつつ、被災地域の復興開発を図る方針に沿って実施される。

４．協力の枠組み
（１）調査項目
1)　既存関連計画／情報資料の収集、分析、評価、本プロジェクトの枠組みの策定
(a) 緊急復旧事業の詳細内容の確認(PDNA、公共施設復旧計画、基礎インフラ整備計画、コミュニティ復興計画)
(b) ハイチ復興開発行動計画の詳細情報確認
(c) 国連他各支援機関の活動状況調査

2)　現況調査及び現状分析
(a) プロジェクト対象地域の被災状況の情報収集、評価分析(行政関連施設、生活基盤インフラ、公共・公益施設、住宅)

（１）調査項目（続き）
(b) 自然環境条件、社会・経済条件調査（経済状況、土地利用、住民移転状況、都市計画など）
(c) 国連他各支援機関による復興事業の進捗の把握
(d) 最新治安情報の把握と調査対象範囲の検討
(e) 対象地域の特性分析
(f) 社会経済フレームワークの設定
(g) 調達事情調査

3) 緊急リハビリ事業の実施
(a) 市街地復旧と被災地の生活再建のための緊急リハビリ事業の選定
(b) 緊急リハビリ事業対象施設の現況評価、関連組織の調査
(c) 緊急リハビリ事業の実施計画の策定
(d) 緊急リハビリ事業に係る関連調査（地形測量、自然条件調査、ベースライン調査、調達事情環境社会配慮等）
(e) 緊急リハビリ事業の概略施工計画の策定
(f) 緊急リハビリ事業の業者選定
(g) 緊急リハビリ事業の施工監理
(h) 維持管理体制の構築支援
(i) 緊急リハビリ事業の評価と提言のとりまとめ

4) リハビリ事業の策定（わが国の無償資金協力による事業化を想定）
(a) 被災した地域における社会経済インフラの復旧ニーズの確認
(b) 優先事業の選定
(c) 概略設計方針の検討
(d) 概略計画及び概略設計
(e) 施工・調達計画
(f) 概略事業費の積算
(g) プロジェクトの妥当性の検証
(h) 環境社会配慮事項の調査
(i) ハイチ復興開発行動計画及び関連政府機関への助言等
(j) 公共施設整備計画の報告書作成

5) 国土開発基本計画のビジョンの策定支援
(a) 既存の関連計画の確認および評価
(b) 計画策定にかかる関連情報の収集（含むアクセス可能な地域への現地踏査）
(c) 国土開発基本計画の方向性の設定（関係機関との協議）
(d) 社会経済フレームワークの設定（目標年次2030年）
(e) 国土開発基本計画（案）の策定（開発ビジョン、全国レベルでの空間計画、機能分担計画など）

6) モデル地域の震災復興計画の策定支援
(a) モデル地域の現状把握（社会経済状況、被災状況ほか）
(b) モデル地域における関連開発計画等の把握

（１）調査項目（続き）
(c) 震災復興にかかる基本方針の策定
(d) 社会経済フレームワークの設定（目標年次2020年）
(e) 土地利用計画の策定
(f) 社会基盤整備計画の策定
(g) 防災計画の策定
(h) 震災復興計画（案）の策定

7) 提言、取りまとめ

（２）アウトプット（成果）
1. 緊急リハビリ事業による、基礎インフラの復旧が行われる。
2. 社会経済インフラの迅速な復旧を支援するインフラ整備計画が策定される。
3. 早期復興のための首都機能分散を基礎とする国土開発基本計画のビジョンが策定される。
4. 中期復興基本計画に基づくモデル都市の震災復興計画（案）が策定される。

（３）インプット（投入）：以下の投入による調査の実施
（ａ）コンサルタント（6名）
・総括／都市開発計画
・国土開発計画／リハビリ事業形成
・防災計画／社会基盤整備計画
・施設計画・設計（緊急リハビリ事業）
・施設計画・設計（リハビリ事業）
・施工・調達計画／積算
・業務調整／施工監理（緊急リハビリ事業）（41M/M）
（ｂ）その他
・現地にてセミナー、ワークショップの実施
・調査に必要な機材の購入

５．協力終了後に達成が期待される目標
（１）提案計画の活用目標
・本プロジェクトで策定された国土開発基本計画のビジョンに基づき同計画がカウンターパートによって完成され、復興開発への取組みが促進される。
・モデル地域の震災復興計画が採用され、自治体が主体となり、計画推進に向けたアクションプランが実施される。

（２）活用による達成目標
・首都ポルトープランスに集中した人口および機能の地方分散が促進され、復興開発計画に基づく緊急復興から復興開発への取組みが促進される。
・ハイチの社会基盤インフラが効果的かつ効率的に整備される。

６．外部要因
（１）協力相手国内の事情

６．外部要因（続き）

a.政策的要因：プロジェクトの遂行に影響を及ぼすような大幅な行政組織変更、復興方針の変更、提案事業の優先度の低下

b.行政的要因：当該分野に対する復興資金の配分不足、横断的組織の機能不全

c.経済的要因：政府歳入の不足による維持管理資金の不足

d.社会的要因：ハリケーンや地震等による甚大な自然災害の発生、プロジェクト対象地域の治安状況及びアクセスの極度な悪化。

７．貧困・ジェンダー・環境等への配慮

（１）環境社会配慮・貧困削除・社会開発

１）環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠

・本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2004 年4月制定)上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

③環境許認可：本調査で確認する。

④汚染対策：本調査で確認する。

⑤自然環境面：本調査で確認する。

⑥社会環境面：本調査で確認する。

⑦その他・モニタリング：本調査で確認する。

２）ジェンダー・平等推進／平和構築・貧困削減

３）その他

（１）安全対策

ハイチ国の長期経済低迷の影響と震災復興に伴う情勢混乱を十分考慮し、入念な安全対策のもと柔軟かつ慎重に実施する。2009年12月に実施された安全対策アセスメントに基づき、特に誘拐リスクを十分に理解し、必要な安全対策を図る。

（２）緊急リハビリ事業の留意事項

・緊急リハビリ事業では、労働集約型を採用し、現地雇用による住民の生活再建への貢献に留意する。

８．過去の類似案件からの教訓の活用

・特に関連なし

９．今後の評価計画

（１）事後評価に用いる指標

（ａ）活用の進捗度：

・ハイチ政府による国土開発基本計画の採択状況

・モデル地域の震災復興計画の取組み状況。

・リハビリ事業で提案したインフラ整備プロジェクトの事業化状況

・緊急リハビリ事業で整備した施設の使用状況

（ｂ）活用による達成目標の指標：

９．今後の評価計画（続き）

・ハイチ政府により国土開発基本計画が最終化されて実現されたかどうか。

・リハビリ事業で提案したインフラ整備プロジェクトの実施件数

・緊急リハビリ事業で整備した施設の稼働日数

（２）上記（ａ）および（ｂ）を評価する方法および時期

・フォローアップ調査によるモニタリング

・必要に応じ、調査終了3年目以降に事後評価を実施

注釈